

○白井市耐震改修促進計画新旧対照表

改正案	現 行
<p>はじめに</p> <p>平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。</p> <p>その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国の基本方針において、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成15年の75%から27年までに90%とする目標を定めています。</p> <p>平成19年3月に千葉県耐震改修促進計画が策定されたのを受け、平成22年3月には白井市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修などの耐震化施策を総合的に進めてきたところです。</p> <p>平成23年3月には、東日本大震災が発生、千葉県内で最大深度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生しました。大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況であると認識が広がっています。</p> <p>さらに、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。</p> <p>このような背景のもと、平成25年11月の耐震改修促進法の改正に基づき、平成28年1月に千葉県耐震改修促進計画が改定されたことから、本計画を改定することとしました。</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>本計画は、耐震改修促進法第6条の規定により、千葉県耐震改修促進計画に基づき、平成32年度を目標年度として、市内の建築物の耐震化の促進を図るための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。</p> <p>市は、本計画に基づき県と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行き、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、</p>	<p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>平成7年の阪神・淡路大震災では地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにその9割の4,831人が住宅・建築物等の倒壊によるものでした。この教訓を踏まえ「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。</p> <p>また、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月には大地震の起こりにくいとされている福岡県西方沖地震も発生しています。東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺</p>

市民の安全を確保していくこととします。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定の期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模等及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模等

白井市地域防災計画（平成26年度修正）では、県や国が想定した「東京湾北部地震（M7.3）」と同規模の地震が、白井市直下で発生した場合を想定しています。なお、発生日時については、より火災や人的被害が大きくなると考えられる冬季の夕方（18：00頃）に設定しています。

想定した地震の規模等

地震名	白井市直下の地震
震源断層	北西から南東に伸びる
上面深さ	5Km
長さ	30Km
幅	15Km
規模	マグニチュード7.3
震度	全地域で震度6強

海溝型地震及び首都圏直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

白井市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第5条の規定に基づき策定するものです。この計画は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた基本方針及び千葉県耐震改修促進計画を勘案し、白井市総合計画、白井市都市計画マスタープランおよび白井市地域防災計画を踏まえて、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものです。

目標年度は、千葉県耐震改修促進計画と同様の平成27年度とし、市有建築物、住宅及び特定建築物（※）等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標を達成するために必要な施策等を定めます。

この計画は、必要に応じて見直しを行います。

※特定建築物：本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第6条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物とする。（別添資料1参照）

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模、被害の状況

（白井町防災アセスメント調査地震被害想定調査報告書（平成13年3月）および白井市地域防災計画（平成14年度修正）による）

(1) 想定される地震の規模等

市域に最も大きな被害をもたらすと考えられる地震は、市の直下で起こるプレート境界を震源とする地震です。市の直下では、定常的に深さ30～50kmで地震が発生しています。この地震は太平洋プレートの上面で起こっているものと考えられ、太平洋プレートの動きは比較的速いためマグニチュード7～8クラスの地震が発生することも考えられます。

このため地震の規模は、関東大震災と同様のマグニチュード7.9を設定し震源の深さはプレートのやや上面にあたる35kmと想定します。

なお、震源はプレートのため面的な広がりをもっており、地震の規模が大きいほど震源域は大きくなります。マグニチュード7.9の場合は幅40×20km程度の広がりを持つと考えられるため、市全域を含む直下のプレートを震源としています。

発生日時については、より火災や人的被害が大きくなると考えられる冬季の夕方（18：00頃）に設定しています。

(2) 建物被害

市全体での建物全壊棟数は1,861棟(全建物棟数の約13%)、半壊も含めた全半壊棟数は5,324棟(全建物棟数の約37%)と予想されています。

建物棟数(棟)	全壊棟数(棟・率)	全半壊棟数(棟・率)
14,358	1,861 13%	5,324 37.1%

(3) 地震火災被害

全出火件数(件)	炎上出火件数(件)	建物棟数(棟)	焼失棟数(棟)
22	11	14,358	2

(4) ライフライン被害

ア 上水道被害

管路延長(Km)	被害箇所数(箇所)	被害率(箇所/Km)
182.1	388.8	2.14

イ 下水道被害

管路延長(Km)	被害延長(Km)	被害率(%)
160	1.0	0.6

ウ 電柱・電話柱被害

電柱本数(本)	被害本数(本)	被害率(%)
11165	322	2.9

エ 交通施設被害

緊急輸送道路被害		鉄道被害	
路線名	被害箇所数(箇所)	路線名	被害箇所数(箇所)
国道16号	0.5	北総線	6.8
国道464号	1.5		

(5) 人的被害

ア. 海溝型地震

海溝型地震は、地球表面のプレートに沈み込む所で、同一地域では数十年から数百年間隔で発生します。関東地方は、地下で太平洋プレートとフィリピン海プレートが複雑に交差しているところです。そのため、関東地方に発達する軟弱な地盤上の都市は、相模トラフに沿って発生した地震によって、過去数度にわたり壊滅的な被害を受けています。

市直下深さ40km前後では、関東地方の下に沈みこんだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震活動が定常的に活発であり、数年に1回の割合でマグニチュード6規模の地震が発生しています。この地震は、太平洋プレートの上面付近で発生していると考えられ、太平洋プレートの動きが速いためマグニチュード7クラスの地震が発生することが考えられます。

イ. 内陸直下型地震

内陸直下型地震は、活断層の活動によって発生します。活断層のメカニズムは、現時点で詳しく解明されていませんが、活断層の活動間隔や規模は、断層ごとにほぼ決まっており、数百年から数千年ごとに活動するといわれています。

千葉県内の主な活断層は、「東京湾北縁断層」と「鴨川地溝帯断層」であり、市の周辺においては活断層の存在は認められていませんが、地質が沖積層(約1万年前より現在まで堆積した地質)からなる地域が広いため、活断層がないとは断言できません。また、一般的に内陸型地震は、海溝型地震より規模は小さいが、地表面近くで発生するため、狭い範囲に大きな被害を生じるとされています。

市に被害を与えると考えられる地震は、関東大震災や千葉県東方沖を震源とする海溝型地震か、市周辺部を震源とする直下型地震などです。

(2) 被害の特徴

ア. 震度

震度は、全地域で6強(計測震度では6.26~6.43)になると予測されます。

イ. 液状化

液状化とは、地下水位以下にある緩く堆積した砂が、地震動によって砂同士のかみ合わせがはずれて液体のようになることであり、液状化が起こることにより、地下埋設管(上下水道、ガス管等)に歪みや、重量建築物が傾く等の被害が生ずることがあります。

死者数 (人)		
	負傷者数 (人)	うち重傷者数 (人)
137	1,152	53

市では主に砂が堆積しているため、大規模地震時には地下水位の高いところでは液状化の可能性があります。市域においては金山落、神崎川、二重川沿いや手賀沼周辺に見られ、主に水田に利用されている地域です。

ウ. 斜面崩壊

市においては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定（※）はありませんが、急傾斜地崩壊危険箇所として、県と協議のうえ位置付けされている区域があります。

※次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

- ・急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ・急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- ・急傾斜地の崩壊により、危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に被害を生ずるおそれのあるもの。

(3) 被害の概要

白井市地域防災計画では、次のように予測されています。

（白井市地域防災計画の全建物数は、固定資産税家屋課税台帳データ（平成12年1月1日現在）による）

○建物被害

全建物数	12,230 棟		
建物被害数	683 棟	木造建物	632 棟
		非木造建物	51 棟

木造 632 棟のうち、S56年以前は 570 棟（約90%）

非木造 51 棟のうち、S56年以前は 36 棟（約70%）

○火災被害

出火点数	1.52 件		
延焼面積	686.39 m ²		
焼失棟数	7.80 棟	木造	6.02 棟
		非木造	1.78 棟

2. 耐震化の現状

(1) 住宅

平成25年度の市内の住宅戸数は約21,850戸と推計されます。そのうち耐震性のある住宅戸数は、約19,330戸（昭和55年以前に建築され耐震性を有する住宅：約2,320戸、昭和56年以降に建築された住宅：約17,010戸）であり、市内の住宅の耐震化率は、約88%と推計されます。

総戸数 a+b+c	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
	耐震性無 a	耐震性有 b		
約21,850	約2,520	約2,320	約17,010	約88%

※住宅の各戸数及び耐震化率は、平成25年住宅・土地統計調査（総務省統計局）をもとにした推計値です。

※昭和55年以前に建築された住宅についても、耐震性があるものを推計し、耐震性有の住宅に含めています。

(2) 特定建築物

本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

市内の民間の特定建築物の棟数は77棟で、そのうち耐震性のある建築物の棟数は約70棟（昭和56年以前に建築され耐震性のある建築物：約23棟、昭和57年以降に建築された建築物：47棟）、耐震化率は約90%と推計されます。

出火点数 市内で火災が起きる件数

延焼面積 市内で火災が起きた場合の延焼面積

焼失棟数 市内で火災が起きた場合の焼失棟数

○人的被害

死亡者	40.3人
重傷者	48.5人
重篤者	9.8人
負傷者	5,739.0人

2. 耐震化の現状

（民間建築物については、固定資産税家屋課税台帳データ（平成21年1月1日現在）による）

(1) 既存建築物棟数

市内の建築物総数は、平成20年時点で24,961棟です。昭和56年以前の既存建築物は、9,838棟です。このうち、市所有の公共建築物は、53棟です。

○既存建築物棟数

区分	総数（棟）	うち昭和56年以前（棟）		
		木造	非木造	
市有建築物	120	53	6	47
民間建築物	24,841	9,785	4,707	5,078
合計	24,961	9,838	4,713	5,125

(2) 耐震化の現状

ア. 住宅・特定建築物の現状

(ア) 住宅

平成20年における住宅数は、13,218戸（木造10,650戸・非木造2,568戸）です。その内、昭和56年以前のもの、4,044戸です。

住宅全体の耐震化率は、約69パーセントです。

また、市内の市有の特定建築物の棟数は32棟で、そのうち耐震性のある建築物の棟数は31棟（昭和56年以前に建築され耐震性のある建築物：12棟、昭和57年以降に建築された建築物：19棟）であり、耐震化率は約97%です。

特定建築物区分	総棟数 a+b+c	昭和56年以前		昭和57年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
民間建築物	77	約7	約23	47	約90%
市有建築物	32	1	12	19	約97%
合計	109	約8	約35	66	約92%

※民間建築物：固定資産税家屋課税台帳データ（平成27年1月1日現在）による。

※市有建築物：平成28年3月31日現在

※昭和55年以前に建築された特定建築物についても、耐震性があるものを推計し、耐震性有の特定建築物に含めています。

(3) 市有建築物

市内の主な市有建築物の棟数は75棟で、そのうち耐震性のある建築物の棟数は68棟（昭和56年以前に建築され耐震性のある建築物：22棟、昭和57年以降に建築された建築物：46棟）であり、耐震化率は約89%です。

主な市有建築物区分	総棟数 a+b+c	昭和56年以前		昭和57年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
特定建築物	32	1	12	19	約97%
その他	43	7	10	26	約83%
合計	75	8	22	45	約89%

※平成28年3月31日現在

※主な市有建築物：鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの木造以外の構造で2階建て以上または床面積200㎡を超える市有建築物

(イ) 特定建築物

特定建築物の棟数は、平成21年12月における市有建築物が31棟、平成20年における民間建築物が78棟で、あわせて109棟です。その内、昭和56年以前のものは、45棟です。

特定建築物全体の耐震化率は、約64パーセントです。（昭和56年以前の特定建築物うち、耐震診断により所定の耐震強度を有すると確認されたもの、もしくは、耐震補強を行い所定の耐震強度を有するものは6棟です。）

イ. 市有建築物

平成21年12月における市有建築物は、120棟であり、その内、昭和56年度以前のものは、53棟です。

市有建築物全体の耐震化率は約65パーセントです。（昭和56年以前の特定建築物うち、耐震診断により所定の耐震強度を有すると確認されたもの、もしくは、耐震補強を行い所定の耐震強度を有するものは11棟です。）

○耐震化の現状と目標

区分	棟数 (A)	うち		耐震化率 (A-B+C) / A	耐震化率目標値 (平成27度)
		昭和56年以前 (B)	うち耐震強度あり (C)		
住宅(あ)	13,218	4,044		約69%	90%
特定建築物(い)	109	45	6	約64%	
内訳					
民間	78	32		約58%	90%
市有	31	13	6	約77%	概ね全て
計(う) = (あ) + (い)	13,327	4,089	6	約69%	
その他(え)	11,634	5,749	5	約50%	
内訳					
民間	11,545	5,709		約50%	
市有	89	40	5	約60%	
合計 (う) + (え)	24,961	9,838	11	約60%	

3. 耐震化の目標の設定

平成22年3月に策定した計画では、平成27年度に向けた目標を設定しました。今回の改定に当たっては、平成28年1月の千葉県耐震改修促進計画の改定を踏まえ、平成32年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。

(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標は、平成32年度に95%とします。

(2) 特定建築物

特定建築物の耐震化率の目標は、平成32年度に95%とします。

(3) 市有建築物

ア. 整備方針

主な市有建築物で耐震化の方針が示されている建築物については、速やかに耐震改修の実施に努めることとします。

市有建築物で耐震化の方針が決定されていない建築物については、木造建築物、平屋の建築物、床面積200㎡以下の小規模な建築物を含めて、その用途や使用状況等を勘案して耐震化の方針を決定し、その方針により耐震化を図ることとします。

イ. 整備目標

市有特定建築物については、平成30年度末までに市役所庁舎の耐震改修工事の完了をもって、すべての耐震改修を完了します。

市有建築物		120	53	11	約65%	
内訳	特定建築物	31	13	6	約77%	概ね全て
	その他	89	40	5	約60%	

3. 耐震改修等の目標の設定

東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震に関する地震防災戦略（平成17年9月中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標を90%とします。

(1) 市有建築物

ア. 整備方針

白井市地域防災計画では、防災活動拠点施設の耐震対策が掲げられています。その内容は、本庁舎、消防施設をはじめとする防災拠点施設については、昭和56年以前の耐震基準以前に建築された建築物について優先的に耐震診断を行い、必要に応じ補強工事を検討することになっています。国庫補助金の助成制度等を活用して、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施します。

イ. 整備目標

市有特定建築物については、平成27年度までに概ね全ての施設の耐震改修を行うことを目標とします。

ウ. 整備の優先度

耐震診断の結果を踏まえ、建物用途などを勘案して、今後優先度を決定していきます。

エ. 整備プログラム

市有建築物は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、主要な市有建築物の整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

4. 市有建築物の耐震化に関する事項の情報開示

市は、主要施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在地、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値（IS 値・IW 値）等）をホームページ等で公表するものとします。

※構造耐震指標値（IS 値・IW 値）：耐震診断を行った建物の耐震性能を表す指標で、IS 値は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等、IW 値は木造等の建築物等に用いられます。これらの指標値に関しては、IS 値で0.6以上、IW 値で1.0以上の場合、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いとされています。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の落下防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 市の役割

市は、建築物の所有者等に対し、千葉県及び建築関連団体と連携を図り、建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、建築物の耐震化を図ります。

(2) 民間建築物

民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、耐震改修促進法における特定建築物の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

市は、こうした所有者の取組みをできる限り支援するという観点から、本計画に基づき、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標を90%とします。

4. 市有建築物の耐震化に関する事項の情報開示

市は、主要な市有建築物について各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在地、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値（IS 値・IW 値）等）(※)を公表するものとします。

※構造耐震指標値（IS 値・IW 値）：耐震診断を行った建物の耐震性能を表す指標で、IS 値は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等、IW 値は木造等の建築物等に用いられる。これらの指標値に関しては、IS 値で0.6以上、IW 値で1.0以上の場合、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いとされている。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

市は、主要な市有建築物の整備プログラムを策定し、耐震診断及び耐震改修等の計画的な実施を行うとともに、建築関係団体と十分な連携を図り、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

市は、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な対策を講じるものとします。

住宅及び特定建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める必要があります。

2. 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

市は、旧耐震基準の建築物のうち、市民が所有し自らが居住する建築物に対して、耐震診断に

2. 重点的に耐震化すべき区域

白井市地域防災計画において想定されている白井市直下型地震が発生した場合、震度は市全域で6強になると予測されるため、重点的に耐震化すべき区域は市全域とします。

3. 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

千葉県耐震改修促進計画では、地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第三号に規定する沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路としています。

※緊急輸送道路：千葉県地域防災計画で位置付けられた道路
一般国道16号、一般国道464号

4. 地震時の建築物の安全対策

(1) エレベーター及びエスカレーター安全対策の推進

建築物の高層化が進む中、地震発生時においてエレベーターが緊急停止し内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっております。エレベーターやエスカレーターは建築基準法に基づく定期的な報告が義務付けられており、県はエレベーターやエスカレーターの設備に関する報告の機会を捉えて、所有者等に対し安全対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と連携して安全対策を推進します。

(2) 各種落下物対策の推進

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、建物に附属する広告物や外壁、ガラス等が落下し、通行人に被害を与えることがあります。

このため、県は所有者等に対し落下物防止対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と

要した費用の一部を助成しています。(平成21年度より実施)

今後は、国・県補助制度を活用し、耐震改修助成制度等、必要に応じた支援策を講じてまいります。

旧耐震基準の木造住宅については、簡易な耐震相談会等を開催し、耐震診断の必要性などの相談に応じてまいります。

マンションについては、耐震診断や耐震改修を円滑に進められるよう、専門家によるアドバイザー派遣事業を実施してまいります。

3. 重点的に耐震化すべき区域

当面の間は市域全域を耐震化すべき地域とします。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路は、千葉県地域防災計画による1次路線(国道16号、国道464号)とします。

なお、緊急輸送道路沿道の建築物については、平成27年度までに国・県補助制度を活用し耐震化を図るよう、推進します。

5. 地震時の建築物の安全対策

(1) エレベーターの閉じ込め対策の推進

建築物の高層化が進む中、地震発生時においてエレベーターが緊急停止し内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっております。

このため、県は所有者等に対しエレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と連携して推進します。

(2) 各種落下物対策の推進

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、建物に附属する広告物や外壁、ガラス等が落下し、通行人に被害を与えることがあります。

このため、県は所有者等に対し落下物防止対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と

連携して各種落下物対策を推進します。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。

こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。県は、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策を促すよう促すこととしており、市は県と連携して天井等の落下防止対策を推進します。

(4) ブロック塀対策の推進

地震発生時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

このため、県は所有者等にパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なコンクリートブロック塀の撤去、改善の指導を行うこととしており、市は県と連携して推進します。

5. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

大規模地震等の発生に伴う崖崩れ等により、崖付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、本市においては、耐震や地盤災害対策等を地震災害対策に対する事前対策として捉え、土砂災害警戒区域の指定や急傾斜崩壊危険区域の指定など、必要に応じて国や県への働きかけを推進します。

6. 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市は、地域の住宅・建築物の耐震化状況の把握に努め、定期に県に報告するものとします。

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

1. 総合防災ハザードマップの作成・公表

市は、建築物の所有者等の意識の啓発を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、「白井市直下の地震」が発生した場合の「揺れやすさマップ」や「液状化しやすさマップ」を作成し、総合防災ハザードマップとしてホームページなどで公表しています。

連携して推進します。

(3) ブロック塀対策の推進

地震発生時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

このため、県は所有者等にパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なコンクリートブロック塀の撤去、改善の指導を行うこととしており、市は県と連携して推進します。

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

1. 地震ハザードマップの作成・公表

市は、建築物の所有者等の意識の啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を作成し公表します。

2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

市は、建築物の所有者に対して、耐震診断等の実施に関して必要な助言や情報提供を行うため、木造住宅を対象にした耐震相談会の充実を図ってまいります。

(2) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、県と連携し建築関連団体や建築技術者等に対し要請します。

3. パンフレットの作成・配布等

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るため窓口でパンフレットを配布して、PRに努めてまいります。

4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強をするために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせて耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効です。市民からリフォームや増改築の相談等があった際には、積極的に耐震改修に関する情報提供を行い、建築物の耐震化を推進します。

5. 家具の転倒防止対策の推進

地震発生時において家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

このため、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ることとしており、市は県と連携して推進します。

6. 自治会等との連携

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や

2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

市は、建築物の所有者に対して、耐震診断等の実施に関して必要な助言や情報提供を行うため木造住宅を対象にした耐震相談会を実施しています。市の助成制度を活用し、国が定める安全基準に対する耐震診断を行う場合は、この耐震相談会を受けて簡易評価を行う必要がありますので、相談会の充実を図ってまいります。

(2) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、県と連携し建築関連団体や建築技術者等に対し要請します。

3. パンフレットの作成・配布等

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るため窓口でパンフレットを配布して、PRに努めてまいります。

4. 家具の転倒防止対策の推進

地震発生時において家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

5. 家具の転倒防止対策の推進

地震発生時において家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

このため、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ることとしており、市は県と連携して推進します。

5. 自治会等との連携

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や

消火活動は、地域に組織された自主防災組織により、自助及び共助の観点から行われることがもっとも有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り込むことが重要です。

そこで、市は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化促進のための 相談会を開催し、耐震化の促進を図ります。

第5 千葉県との連携に関する事項

1. 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表等

耐震改修促進法第7条に示される要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、所管行政庁（千葉県）は、法第8条により耐震診断の実施とその結果の報告を命ずることができるとされています。また、法第12条により耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等を行うことができ、その指示に従わないときは、その旨を公表することができるとされています。また、法第14条に示される特定既存耐震不適格建築物については、法第15条の規定により、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うことができるとされています。

市は、建築物の耐震化を促進するため、県と連携して情報収集・提供等を行います。

2. 建築基準法に基づく勧告、命令等

建築基準法第10条の規定により、特定行政庁（千葉県）は、著しく保安上危険と認められる建築物について、その所有者に対し、必要な措置をとることを勧告することができるとされています。また、勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置を命ずることができるとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して情報収集・提供等を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 関係団体との連携

県、市及び建築関係団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

2. その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

消火活動は、地域に組織された自主防災組織により、自助及び共助の観点から行われることがもっとも有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り込むことが重要です。

そこで、市は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化促進のための 相談会を開催し、耐震化の促進を図ります。

第5 所管行政庁との連携に関する事項

1. 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表等

耐震改修促進法第7条の規定により、所管行政庁（千葉県）は、特定建築物の所有者に対して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うことができるとされています。また、所管行政庁は、特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものについて、必要な指示を行うことができ、その指示に従わないときは、その旨を公表することができるとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して情報収集・提供等を行います。

2. 建築基準法に基づく勧告、命令等

建築基準法第10条の規定により、特定行政庁（千葉県）は、著しく保安上危険と認められる建築物について、その所有者に対し、必要な措置をとることを勧告することができるとされています。また、勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置を命ずることができるとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して情報収集・提供等を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 関係団体との連携

県、市及び建築関係団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

2. その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。